



平成24年7月2日  
内閣府（防災担当）

## 中央防災会議「防災対策推進検討会議」（第10回） 議事要旨について

### 1. 専門調査会の概要

日時：平成24年6月7日（木）17:30～18:30

場所：官邸2階小ホール

出席者：

<閣僚委員>

藤村内閣官房長官（座長）、中川防災担当大臣、平野東日本大震災総括担当大臣、羽田国土交通大臣、松原国家公安委員長、西村厚生労働副大臣

<学識経験者委員>

河田、清原、志方、林、原中、増田、宗片各委員

<その他>

竹歳内閣官房副長官、後藤内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官、  
福田総務大臣政務官、下条防衛大臣政務官、米村内閣危機管理監 他

### 2. 議事要旨

#### (1) 座長挨拶（藤村官房長官）

本日の会議は、自然災害における「緊急事態」への対応の在り方を議題としているところ。南海トラフの巨大地震や首都直下地震など巨大な自然災害に対処するための組織・事務・権限の在り方や、必要となる緊急措置の在り方などについて幅広くご意見をいただきたい。

#### (2) 自由討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 今回の震災では政府の対応が遅かったと認識している。これから起こるだろうと思われる大震災に対しては、初期初動からきちんとした対応がとれるように考えていくべき。
- 首都圏ではゼロメートル地帯に 200 万人に近い人が住んでいるので、荒川や利根川の氾濫、大型台風による高潮など大規模な水害への対策も重要。台風接近の 3 時間前の避難勧告では、100 万人以上が避難を余儀なくされる場合もあるので、1 日前に避難勧告を出すなどの備えが必要。
- 緊急事態の判断には多様な情報が必要となるが、これを把握するためのシステムができていない。特に、小規模企業が多い食品産業などが被災してしまうと、全体が把握できなくなるという問題がある。
- 巨大災害が発生した場合、遺体捜索に大きなエネルギーを使ってしまい、ほかの対応ができなくなる問題があるので、これに対処するための基準が必要ではないか。
- 非常事態の宣言は国際的に理解していただく必要がある。国際社会の誤解が生じないように、事前にこのルールを国際的に認知していただくべき。
- 首都直下地震が発生した場合、警察だけでは治安を維持できないような状態も起こるかもしれないことを考えておくべき。
- 国交省の TEC-FORCE と自衛隊が連携する取組を進めていただきたい。
- 東日本大震災を上回る巨大な自然災害が発生した場合には、目的と期間を明確にした上で、内閣に包括的な権限を付与して迅速な対応を取るということを検討すべき。
- 首都直下地震が発生した場合、対応する問題が非常に多岐にわたることから、緊急措置について事前に限定列挙するという現行の方式はなじまないのではないか。
- 市町村の基本的データのバックアップが前提になるが、被災市町村の業務を都道府県が幅広く代行できるような措置も検討すべきではないか。
- 災害復旧・復興過程における人材の確保策を検討すべき。技術系だけでなく事務系も含めた人材確保のため、OB職員や民間人材の任期付雇用、平時からの人材バンクの整備などが必要ではないか。
- 緊急事態への対応の在り方を改正する場合、中央集権化が更に進められるのではという誤解が生じないように、自治体間水平連携の国による支援というコンセプト、目的を明確に示す必要があるのではないか。
- 非常災害対策本部と緊急災害対策本部の設置基準を明確にしておくべき。緊急災害対策本部の設置基準は、複数都道府県が同時被災するような規模の広域性を持つ災害となるのではないか。
- 治安維持が当面第一優先になるような事態もあり得るので、これに対応した災害緊急事態の具体的な発令要件を整理し、法で規定すべき。まず、この整理を行い、自治体が機能不全に陥った場合の対応などとは別の系として整理すべき。

- 自衛隊などの任務は、なるべく法律で詳らかにしておくべき。
- 首都直下地震が発生した場合、DMATなどの医療部隊も足りなくなるではないか。また、患者の搬送が秩序正しくできない可能性もあるので、対応を考えておくべき。
- 巨大災害の場合、被災者は全国に避難することになるので、被災自治体と被災者を受け入れた側の自治体との連携を図る仕組みをつくるなどにより、地域を超えた行政サービスの確保を図るべき。
- 災害緊急事態の発令が必要となる巨大災害では、阪神大震災や東日本大震災の教訓だけでは対応できない場合がある。自宅での食料備蓄を更に増やすなどの事前の自助努力が、緊急事態でも役に立つということを国民に知っていただくことが大事。
- ホワイトハウスでは、首都機能維持に必要な8項目（国民の保護・治安の維持、災害からの迅速な復旧、経済の安定、安心・安全のためのサービスの提供、三権の機能維持、大統領の指揮権の確立、憲法の擁護、外交関係の維持）を明確に決めているので、これを参考に首都直下地震対策などを検討してほしい。
- 首都直下地震対策として、対策の一番上位に位置する基本方針の内容を充実すべきであり、政府部門だけでなく、国会や司法を含めた包括的な方針が必要になると思う。

以 上